

## 秋田大学教育文化学部附属学校子どもの人権委員会要項

### (目的)

第1条 この要項は、秋田大学教育文化学部附属学校運営会議要項第8条第3項の規定に基づき、秋田大学教育文化学部附属学校子どもの人権委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、附属学校園における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) いじめ等の園児・児童・生徒（以下「子ども」という。）間で生じる人権侵害の防止に関すること。
- (2) 体罰等の子どもに対する人権侵害の防止に関すること。
- (3) 子どもの人権の擁護・尊重のための取組に関すること。
- (4) その他子どもの人権に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学部長が委嘱する。

- (1) 学部長が指名する副学部長 1名
- (2) 附属学校園長 各1名
- (3) 附属学校園副校長 各1名
- (4) 附属学校園保護者 各1名
- (5) 事務室長
- (6) 臨床心理学担当教員 1名
- (7) 教育学・教育心理学担当教員 1名
- (8) 法律学担当教員 1名
- (9) その他委員長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 前条第4号及び第6号から第9号までの委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充てる。

3 副委員長は、第3条第6号、第7号又は第8号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(子ども・保護者の意見の聴取等)

第8条 アンケート調査，面談，協議等の手段により，子ども及び保護者の意見を聴く機会を定期的及び臨時に設ける。

2 子どもの人権擁護・尊重に向けた，児童会や生徒会，PTA等の子ども及び保護者による自律的な活動を支援する。

(プライバシーの配慮等)

第9条 問題を処理するにあたっては，当事者及びその他の関係者等の人権及びプライバシーに十分に配慮するとともに，個人情報適切に保護・管理しなければならない。

(専門部会)

第10条 委員会に専門的事項を審議するため，秋田大学教育文化学部附属学校子どもの人権侵害調査部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会に関し，必要な事項は委員会が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は，附属学校園事務室において処理する。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

この要項は，平成26年4月1日から実施する。